

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	土地の占用の許可
根拠法令	河川法（昭和39年7月10日法律第167号）
条項	第24条
法令の規定	【河川法第24条】 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
審査基準	「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付建設省河政発第67号建設事務次官通達）による。
標準処理期間	80日
処分担当所属	土木部河川課、各土木事務所
提出先	各土木事務所
相談窓口	各土木事務所
備考	